

官立會略則

完

福岡第一師範學校  
(學校圖書)

藏書第	號
門	
商業	部
銀行公紅清管業務	總
卷	六
全	1
頁	1
藏書第	號
676.37	

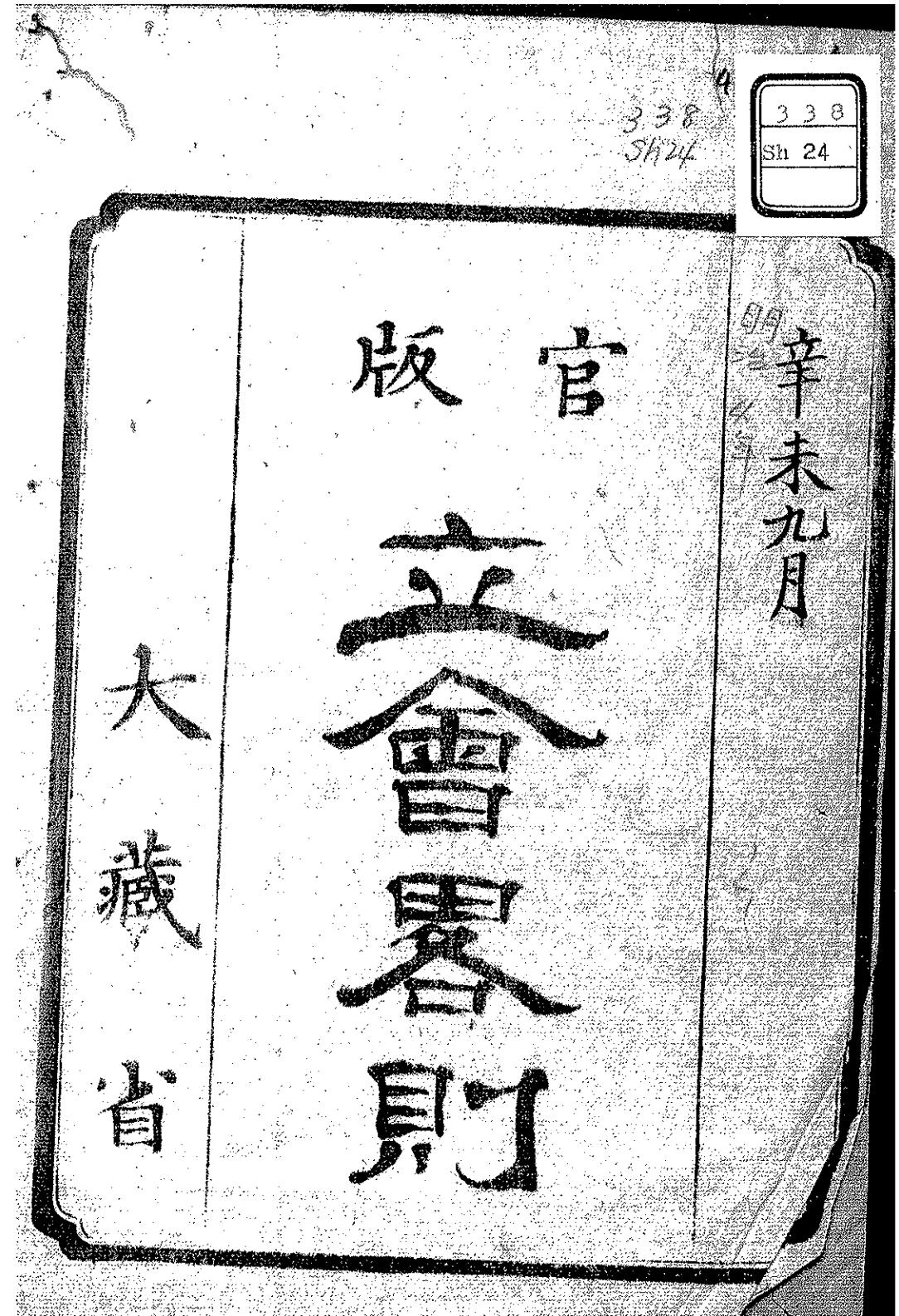
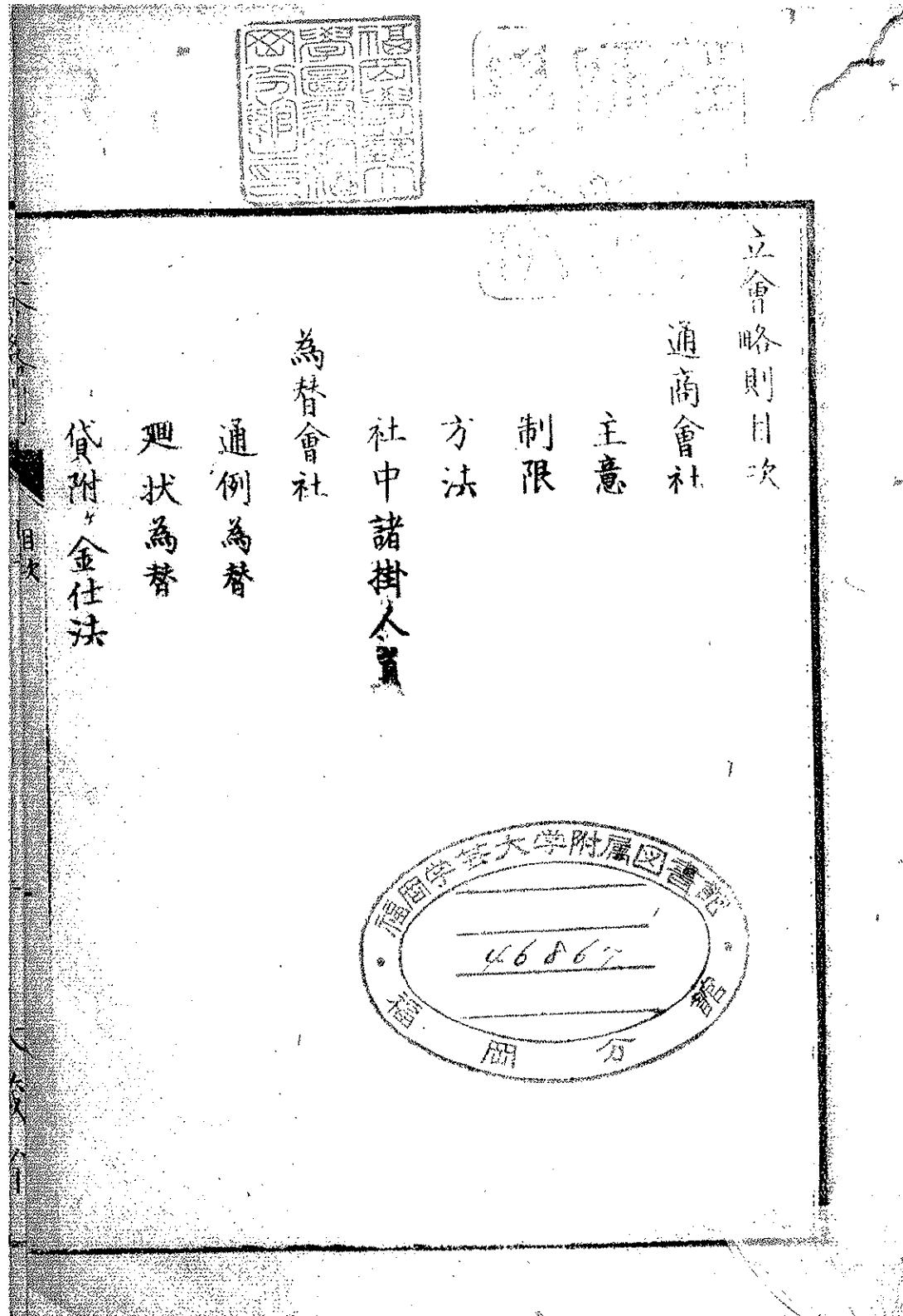
16

01

T1A1

23

(SH21)



預り金仕法

通用切手仕法

附錄

引請貸借仕法

公債仕法

此書、余曾元泰而ニ官遊ノ時目擊耳聞ニ任セテ  
漫録セシヲ抄出シタルモノナリ余東歸ノ後漸ク  
其間通商ノ利ヲ唱フ心モノ多ク其間立會結社ニ  
ハシタル者アリト雖モ減大管見臆測ニテ其要領ヲ  
得ス故ニ其萬上ノ補補オモニカド謗劣ヲ顧ニス

燕鷗ヲ厭ハス刻シテ之ヲ世ニ公問セシドシテ未  
タ果サヘリシカ偶々客冬、官府ヨリ福地萬世ノ命  
シテ會社辨ヲ譯セシメ刊行シテ以テ世ニ公セニ  
トスルニ當リ或ハ遺漏アリラ看者尚溝靴搔癢、  
患アラントヲ恐レ校訂ノ間旁ラ實際親見ノ旧草  
ヲ抄録シ更ニ今日實用ニ就テ聊カ參酌折衷ヲ加  
ヘ名テ立會畧則ト云テ以テ會社辨ヲ讀ム者ノ資  
用ニ供セントス亦思亂ノ故意ノミ

商法ハ法科ノ一部ニ在テ其制限究メテ嚴肅ニ  
ニ方法規則ニ於ルモ最モ周密タリコレヲ書籍

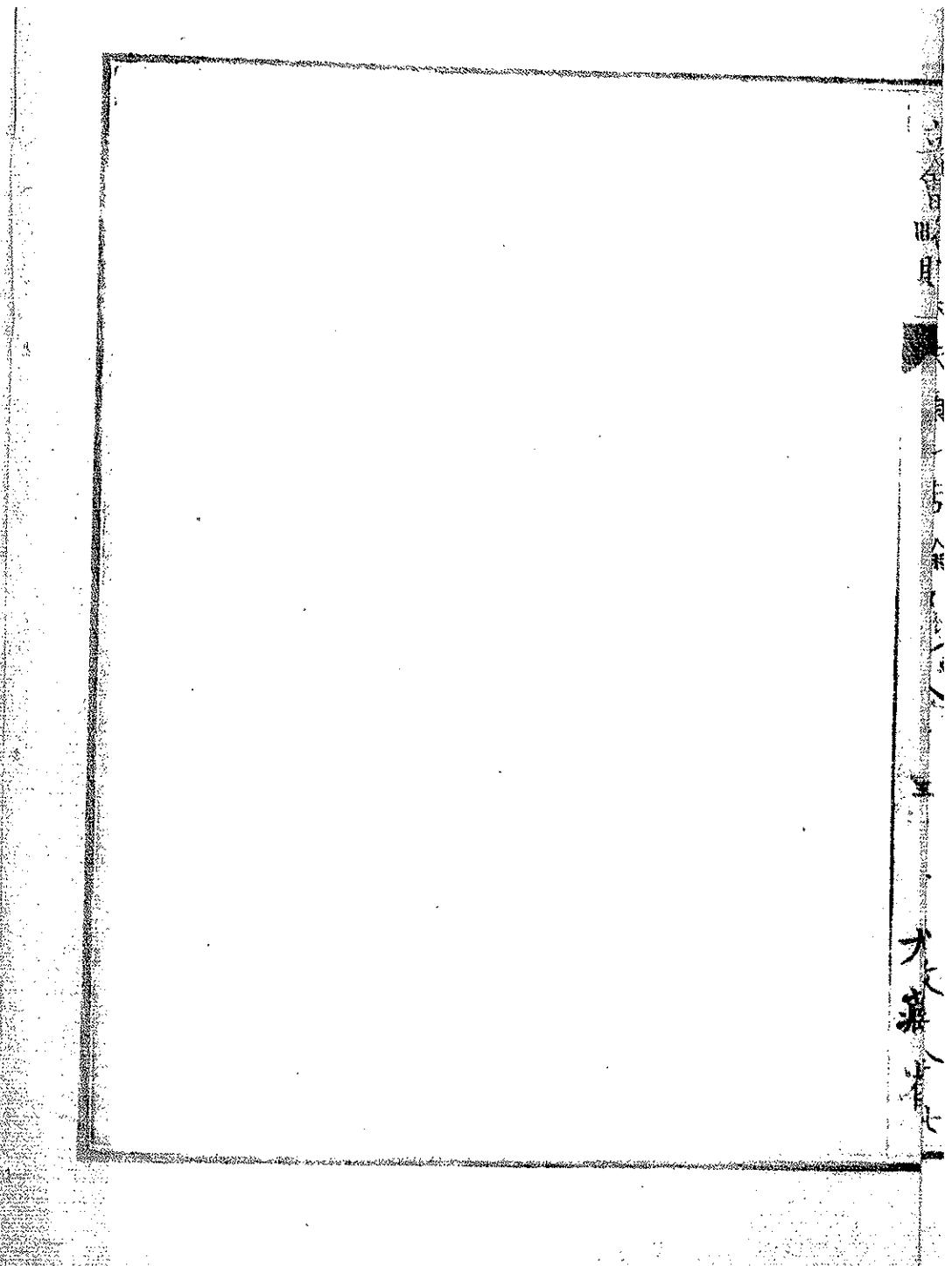
編セハ卷帙頗ル浩瀚タル、キモノトス故ニ今此  
區々小冊子固ヨリ之ヲ詳悉スヘキニ非ス令姑ク  
其大旨要領ヲ略記シ以テ將來其書ノ大成ヲ待ツ

此書敢テ之ニ史籍ニ考叢セニ非ヌ又之ヲ名師  
質問セシニ非ス唯隨聞隨錄ノ漫筆タレハ或ハ  
謬誤ナルモ知ルヘカラ入且其脱畧ニ亦少ナカラス  
トセバ看者幸ニコレヲ咎ルトナラヌ  
此書會社辨ト其體裁ヲ同フセ又且或一重複アリ  
ラ免シズ蓋會社辨ハ翻譯ニ成リ此書ノ細聞ニ

係ル所以ノリ看リモノソレヨレヲ前ヒテ

明治四年辛未六月

青淵濱洋榮一誌



立會略則

通商會社

主意

青淵滋澤榮一述

商とハ物と商量一事と商議するの義下にて人々相  
交り相往来するも生じるものなり故に物と事と  
本件以て各思慮勘考するの私權私權とも人を之の  
云ふ事よく敢て法度を犯せざるをもつてはなら  
てあましと論究し其善惡可否を考へ相應通じて俱主  
利益と求むる特商の本義とづく無く此の貿易

賣買ももと指して商業と為し其職とももと指して商人と云ふハまろも天賦の美名にて唯一人一個生計と當じる為めの名より能く此主意と心得大々商賣の道と私むきを小みて一村一郡大に一世界萬國の有無を通じ生産もまた繁昌し遂ふ國家の富盛を助すふ至らん是商の主本要義より凡そ商業と為せる心と此と留めよき也

おのづ思慮勘考の私權より物と事とを商量して相交り相通する道と生を故に通商の道ハ政

府の威權と私權と排せられ又ハ法制として導る爲め次も苟も役人をも商業もあつまひきを必も推一付け又ハ縛る等の弊と生ずるも之は政府商業とをもへうらまし所以うる物相交互通すより商法の道と生まれハ能く此道をかゝむろめて全國の富と謀るつと事をう夫き故商業と為すも偏頗の取計ひち自身一個の私論と固執され心と合せ力と一と相互通すく若し一個の私論と固執し或ハ偏頗の取計と奉り相融通するの道を失きハ品物流通を以て更利

得と得ること能ひに故よ商業をなすふへ切よ會同一和と貴ふ是商社の設ける可うもさう所以う  
商社ハ會同一和する者の俱よ利益を謀る生計を營むるものあきらめ又能く物貨の流通を助へ故に社を  
萬人全國の公益よ心と用ひん事と要ふ矣  
凡そ商業の用たるや有無と通じ物産と繁殖よりと  
以此事務と為め政より國外國と論ずれ通商の道小  
志をもハ勤めて物産の繁殖をたまけ國民の職本と  
誠々よもよ事に心と用ひん事とぞ

今や幸ふ如く海外各國と交易通商と為る時と際

を既よ海外各國と交易通商とハ彼の情實と識ら  
まつてくら淡然とも之と識んともすよハ親しく  
其地と踏み其習俗と視よ非うきハ十分小識り難  
き事一往故よ漸々小會社と盛り一人ヤ遠大の志と  
抱き航海周遊廣く海外各國の商業を見覺えて以て日  
本全國の公益を謀る立場の主本要義よかをふと  
云ふへ一商法此より至る其効用實は廣大あらずや

### 制限

商の本義ハ相交り相往來するの間よ生じれ共  
間よ於て相互小定約規則と設け常に此の定約規則

と照へて犯り一連ふことをへうらは  
既に商社と結へて或は他人より之を妨げ相むとの  
所らんをきハ豫めあきと防ぐの手段をもつて居る  
に故に定約規則と立すよ當りて詳く其主意と書  
取り政府の免許を受けてあると

社ハ私の社にて政府の社を故に政府の免  
許を受るハ唯其主意と定約規則との政府の控よ觸  
合ふや觸合ハするやど何ふのとよも會社と政府と  
ハ全く公私判然たきハ商業よ於てハ決して政府の  
威權を假るつゝものよあらば

商社も相交り相通するの道より生まきハ社の大小  
人の多少を論されぬ一く同業の私權と有モ  
凡そ品物代賣買もよハノ買ノ賣又ハ博奕も類生  
る空相場等の事あるへうら決全く普通自由の所為  
をもつてゐる

商社と結ぶる元來心と協ひせカビ一よもとの私權  
より生れ故に其定約規則半國法よ觸き合ふ事なけ  
りと何地何人と論をも政府之と准もとと得まる  
筈なり

但し其身官によらう又ハ殊よ法令よ關係あるの

職務ある者の如きハ商社を結ぶハアリキモトの  
トモト

商社と結ぶハ政府うち之と命令をうのみ行ふを特  
ニ商社を開きテ上政府うち其業を指圖せんと之の  
にもあらず故ニ會社ハ政府の授ム觸合ハされど何  
業何職と論ずる之と営むの私權と有毛然きとも其  
業其事と取扱ふよ於て若一政府の授ム背くル又も  
定約規則によ違ふトヨシ此の政府又之と懲一ノ犯モハ  
ミモウ

凡そ商社を結ぶとまる時ハ何社何業を論ずれ其

組合の人員資本の金高社中の業名及び定約規則等  
と明細ニ書取リ免許と其地方官より乞ふ

地方官其乞ニ就て能く其人と事とを審察一之と  
當ナリと准添翰と以て政府ニ伺ひ其許可を乞ふ  
て免許と其商社と與ふモノトモ

但一政府より商業の事と付新文命令する箇條あ  
リて之と商社ある地方官より下ニ地方官より商社  
へ指圖所より商社謹て其意と遵奉せんとハ論  
待矣

社中のみ若一他國より組入キ其身の支配頭同

ううううううううとも其商社ハ其地方官の支配を

を

但一社中の者ハ其商業又就き事務又於てハ商  
社ある地方官より指圖書とくらむ其身分の支  
配ハ全く其本籍の地方官は属毛

商社の職業よりてハ直ひ政府の分廳部工部大藏民  
の如きの支配は属一其地方官の手と経るもあ  
り少々然毛も商社の者の身分訴訟等ハ主に地  
方官の支配毛所毛

商業のため商社より世人は公告毛事例ハ通常

の通り同業の文書を用ひ

商社の者他人と諍論公事より時ハ勿論社中の事務  
よ付て社中同志の諍論公事とくらむ之を例く毛  
都て地方官の任毛

職業品物よりてハ別段ある政府の免許を受けて  
取扱ふものに毛たゞて通用切手と出毛の免許と受け又  
賣の免許を受毛類の毛故に其免許を得毛商  
社ハ若一他毛賃製販賣等の者より毛時之を官の訴  
毛の權あま毛自ら之を制止毛の權毛

但一註より專賣免許と他人の未毛工夫せ

事々數明一十年又ハ十五年專賣の權と許さ  
る事多シ尋常一樣の職業とハ異なるもの  
有リ

外國より通商至りシヘ商業中最も緊要の者也  
其常より御條約面より公正の賣買を為すつき、固  
に之論より後敵より合せば、一苟め主と  
敵主と迷ひ不法と傳らき外國人の居辱と覺る時、  
誠以一人一社の恥のみナリ

社會の人数會社の大小ハ固ナリ人々の都合よ後ふ  
くとも必ず趨らるゝ限り定めナリと雖も先

凡そ人數万六千ナリ六十人位財本一千萬ナリ三千人位を以て  
小社、一千人以上三百人三千万兩以上二百万兩位を以て中社、二  
百人以上六百人二百万兩以上三百万兩位を以て大社とモ

但一小社ハ人數財本此數全備せざるも社と結  
ふを得、一唯大社ハ其財本此數半減ズム

ナリ

### 方法

商社は數種の別ありとくとも要する家名職業  
の二社ある。

家名の社とハ社中多く先づ一の名稱と設立されて

警の主何組又ハ何社と豫め商社の名と命ト何品  
何高賣主限ら近便宜又從其業と營多もと云ふ  
職業の社とハ何職何業とテ先ツ其目的と立て社を  
結ひ力と併きし其事と為をもととたゞ之が蒸氣  
船の會社馬車の會社又ハ器械と開き興作と企る等  
モノトシ一個の事業とモテて社を立る所云ふ

但ト今日同業幾職の者申合主テの仲間と立て  
相互に約束と取極め其職業と當主とせを縦今  
各自己の事の主と為テ一概に財本と合意を利益  
を謀ら主も亦職業の社主と得ヘ

又一種財本の利と云ふもの有テ此社ハ相共に出金  
トして仲の家名職業の社主加り主の其事を當主  
候トモ別段に約束と設けて利益と謀る主の所云ふ  
う御とも財本の社主トシく家名職業の社主出金加  
入主の主の其社中の人主と得也

商社と立る主ハ何業と論主其財本の金高と應ト  
株金の割合を定め一絲分限無トシテ幾株主トシと  
出金ト商業の財本と主を失り

但ト財本の社主ト加入出金主ト者主ハ約束と  
定め同く社中の財本と供ヘ

合社を立つるを先づ社中の差配人以下の人数と撰  
ふはじつて其撰ひ方ハ社中の評議によらむ。

祖一大會社にてハ差配人の外は取扱人即ち評議  
役數負ふ定め又小會社みそ差配人の任ふ當る者  
たゞ時々暫く書記方以下の者より兼帶するも社  
中の勝手より

差配人取扱人等の撰舉ハ其會の大少に應じ相當の  
身元にて多數の金を出し多く株數を所持する者  
の主張するべきである。

但し書記方以下の者は此例をあつた

差配人以下の方年限ハ社中の都合上従て相宜じ其  
給料も社中の會議によつて之を定め利益金の内より  
之を給與すべきものと決

差配人其外とも社中の商業取扱の制限ハ社中の便  
宜と謀り最初より之と商議を重んじて尋常小事又  
幾許の金高ある物品を賣買するハ差配人の専執を  
得其他の大事件ハ社中の會議と經若し或ハ臨時十  
分の勝算の事と目的も商業の運営をうなぎさ  
くふゝ大事なるも差配人の獨裁を得つてや否事  
と豫め約定しと他日の繁雜間違の愚考を謀るより

如一

社中の規則ハ其定より一月より三ヶ月を過ぎた  
之を改じると改められんが得てよりは  
會社開業の初より當り帳面と製し社中の規則及び  
ハ出金せし財本金高と記入し支配人以下調印し  
て其支配の地方官より差出せキ

組より追て加入せらるゝ又ハ社中の約束事  
書を會と除く者ある等都て其時之地方官へ届  
出つゝ一地方官より其趣と役所上備え所の  
帳面と記入セ

社中出金の取締りハ差配人之と掌り社中の都合と  
謀り時々事と評議すハ取扱人あきと掌り金銀  
の出納ハ差配人の命より勘定方之と掌る  
會社の事柄小なりてハ政府より之と保証を事何  
室保証とハ譬へハ為替會社鐵道會社郵船會社等の  
如きもの或ハ為替方差支へ其會社潰さんとも時  
或ハ海賊破船等の時或ハ鐵道の成功を妨うる事の  
有る時其立社の主意を全くせしむるため政府より  
官吏と出して之と保護し又ハ金を出して之と助  
け等たり此等の會社ハ最初起立の時より政府より

其事より引受け置くをもとと保証とす。

取此類の會社、其事柄並ニ得失の總勘定と明細と記し、差配人并に書記方の名印を加え時日既定めて、あまこと其支配する役所に差出を事とす。

差配人又ハ取扱人社中へ對し不信の事或ハ國法より關する過失ある時ハ其償金と適當の罰とを受けてし  
商社の貯金、聊もともと差配人又ハ取扱人一己の  
為ニ融通せずと許さん。若一之は背く時ハ社中の名  
譽除き一倍の罰金と償ふ。

商社工關涉する事件ハ大小とも自己の姓名と商社  
の称号と用ひ書簡の往復も同様アリ但一何商社  
何某と書き

商社より加へりたる者ハ一己の利益のを乞社中に告  
げて社中の名と假り内外の商業と為毛事を許さ  
セば若一背く者ハ償金アリて其本金と取上げ社中と  
除き若一社中の誰か其事と知り候フ黙じて之を  
告げまくるもまた其社中の責と受く  
但一面々自宅より別々商業と営び、其身の  
勝手アリ

社中の人自身の望みよりて其組合と断つるんと被  
きる時當然の理あり。一絶商議の上之を許す。  
商社は收納止る利潤、出金の多寡を應じて之を分  
配する。又天災地異非常の變事により損失ある時  
も同様なり。

利益金と分配するは最初の約定から従ひ金高と残る  
は分配する。又ハ金高の一分二分を引除け商會の  
備金と積み置くも社中の隨意。商  
社中損益の割合は決して偏頗の取計あるへらず。次  
全く出金の元數と従ひく配分するものなり。

見込の商業河る時財本金不足する時、他人より  
と借り入る。融通する。若一金あれば他人  
へ貸して利息を收むるとも都て最初の約束より従ひ  
て差配人之と所置き。

商社外うる商業の事は付と依頼し来る者あらば時  
も通常の規則と照り誠實よ之と所置く其時の相場  
小違ひある様賣買もくさみ。

商社の諸帳面は之と社中より出一勘定改方立合の上  
そきく勝手に一覽をしむ事一是商業の利得を示す  
社中の疑念と散ぜしむる爲めり者。社中又は他

人と紛争の事例で政府の公職と名ふ時の官吏の  
検査を請く。

商社又関する事件ハ悉く書付を以て證とす。ア  
些細の事たりとも決して空言定約をす。次  
差配人其他の者若一他方へ金銀相渡し其受取の証  
據とす。又大きけのものあきり又ハ他より信を表するの  
証據をも時ハ取扱ふ者之を償ふ。

社中のもの最初の約束は背く所無ある。又ハ社中の  
の名聞と關する不法の行為あると速よ同社へ告知  
して之を糾し或ハ其料金を以て、社中を除く。

若一助勞あらじ同議の上之を貰ふ。

社中の商業賣買とも其相手と慣き合ひ、個人私慾  
を営むと嚴禁とぞ。若一不正の處置露顕する時  
ハ衆議の上社中を除き必を重大なる償金を出さる  
も

商社の金銀出納の記録帳面ハ都て書記方之を掌し  
る。

商社は開きる書翰往復其他約條書類等悉く写しと取  
り置くべし至輕の書類たりとも紛失せしむ事無  
き。

商社の書記方並々勘定方賄方等の身分ハ悉く會同の上決議よりて差配人之を進退をへ一差配人一個の考証を進退をへ一回次

金銀の請取り其他商業より事件ハ悉く會社の印紙と用ゐ右印紙ハ勘定方之と守る

會社より拘り諸雜費ハ利益金の内より之を引去る  
ヘ

但一商業又關係する飛脚其他書面往復の入費も同様も私の往復ハ此例はあらず

商社主關係する商業整頓の事務も若一會社の記

錄成算帳面業より拂ひ一雇ひの時、社中より直之と差配人一個私慾の商法と認め其償金ハ差配人より出をへ一但一別よ其事と取扱ふ者よりて其商標明りをも其者より償金減出をへ一

差配人より商社の事と付社中小布告あらう又ハ會議ある時若一意よ適せらる者何らハ速々文書討論一つもとも會得多く迄幾度もか一タ一一事公正に歸すと務じへ一若一其時ハ異議と云ふて他日事を取計へ一後より鬼や角と差配人を非議せ

社中の者商社の事又は旅行も又は他處にて他人と談判する等の時又は他の荷主商業も其社小滞留せる費用等ハ都て商社の入費たり。

商社の事又は會同の事らとも其席まで飲酒を許さへからぬ。

商會得失の總勘定ハ半年毎に計算し明細帳上記し社中一同又は一人其上より損益とも出金の多少ニ應

し割賦を以て

但一期限ある商實よりての損益割合ハ其期限より計算賦當否は事ともあらず。

### 商社諸掛人員

差配人 一人 商業より關する事務と總管す  
取扱人 社中の都合と謀り諸の評議

の事と掌る

但一會社の大小よりて人員多少如何

書記方 宮負も商業より關する事務と分課して精密に記録する事と掌る

勘定方監察 一人 社中諸會計の當否諸入費の  
辨給事と詳々偏頗依怙其

外諸掛の勤怠と監察と出納の帳面と明ふと元費を減らす事をして一社の法則を守る事と掌る

但一勘定方監察ハ一社より代りて諸掛の勤怠と監察と差配人は申達もと得主とも其事と來往ふよ於てハ次して其権と有もへうらに勘定方二人一切金銀出納の事と掌る貯藏番二人賣買諸品物の出入と掌る貯物人食料炭薪日用の品事と掌る

但一諸掛の人員ハ商社の大小商業の間劇と應じて増減りなし

為替會社

為替會社ハ貨幣の融通と便小一諸の商業ハ勿論殊  
小旅行の人多數の金銀と自身と持運ぶの患なく  
一枚の手形と以て坐ら千萬兩と數百里の外と交替を  
るを得るものあり其用實は廣大切要あり故より  
規則并に取扱向きよ至る極く嚴も嚴重にて且つ  
綿密なるべし

為替會社ハ商社と其趣と同本せざるハ會と號ふの  
法固より次第而り

但一此二條會社辨は詳をり宜しく照一見多べ

會社大中小の制限ハ商社の定則よ從ふテ唯集合金の高ハ限らシモ人數ハ何人と限らヘキモ

會社と結ハ免許を受けるの手續及ハ其會社の取締社中のもの身分の支配且給争訴訟等よ於てハ一切商社制限中の條々遵守トガも為替の業と指圖モハ會計事務局大藏省の類の所務ス

通用手形又出モの免許を受けハ會社ハ凡そ年限を取締め政府の免許を受け何々年間の會社と定むハ

例ハ此年限満期より至りハ官小乞ハ年延ハの許可

と願ふ事有リ

為替會社ハ殊モ政府の保護を仰くものナリハ會と結ふ當り政府の指圖と奉リて其方法と設くテ既に會を開くの後ハ帳面の認め方正金并モ手形の出入等主に豫め時日を定めて常モ政府の検査を受クヘ  
為替會社ハ唯一會のみ盛大ナリと欲せば各地より在レシト為替金銀の自由ナリと要とも體へハ東京より本會開ラズ諸方繁華の地より出張會にて互に相流轉交替手手を得る如ク

為替會社と結ぶ者ハ會社上出銀せる本高の外は其  
高相應の引宛物と所持するものふ限る「一譬」  
一萬両の本高と加入するものハ其高より準する地所  
又、建物等自身所持のものを引宛とするもの類を有  
但于此引宛物ハ決して二重の書入等を為せん  
らば

社中よかゝる者株金の貢數割合ハ商社の規則と同  
様左より

社中集合金の總高出張所の貢數地名為替の種類且  
其會社にて取扱ふ所の旨趣半々記し遍く之と世上  
と記し會計事務局に差出し其寫ト々世上より刊行を  
（）

但（）通用手形と出セト會社ハ其高を記入せり  
為替又數様の別あり其品類左の如く

通例為替

通例為替とハ譬へて東京の人他方の人送り金と  
為モ時東京の會社ハ其金高を振り込こ其會社より  
手形と請取り之と其金と送る可き地へ廻して其高

と請取らしももの類ある

但一右ハ送金は用ひ爲替モ若一前此喻セ  
ト東京の人他方の人上請取るゝと金子と渡り人  
之金子と兩様の引合あると其請取るゝ之人  
ノの請取手形と以てあきと渡りて人上送りて  
要來らしめ其差引とを事に是生真の爲替法  
あきとも會社上關係少々と故に筆と略也  
右の手形ふ到着後何日限と日限と記入ト致ハ參着  
次第ト記入もく、會社と當人の相談上依る。下  
但一右日限と記入セシムハ日切約定爲替と唱

ム

日切約定爲替の手形ハ請取リト當人直上其手形と  
其地の會社は示ト何日一覽と會社と認め入させ  
日限日至るく本金と請取る。

萬一為替手形と取失ひ一者其番号并上金高等會社  
へ届出るもハ其會社ト速ニ諸方の會社は告げ  
知らせ六ヶ月中止頭<sup>タメ</sup>時<sup>ハ</sup>本金と拂戻モ  
又ハ新<sup>ハ</sup>手形と書替セ

但ト其入用ハ手形と失ひ<sup>ハ</sup>まつち受取<sup>ル</sup>モよ

1

手形を焼失せ、旨届出る者あり。會社より速く其趣と諸方の會社より通し置き三ヶ月を過ぎ當人に證書差出させ新に手形と書替へ但一書を以て先番の手形を焼失せ一旨を記入して相渡す。一為替金高ハ金二十五兩を以て少高の限下とせ。一多數の為替と取組一時ハ其宛て所の出張會社へ急郵便にて報知し受取人到着の節日限内本金渡し方取計へ決し、連繰をさす。一多數の為替の其手形と三枚十二枚渡す。一是事可。其一枚の手形焼失せ一時の為替の而一

て其三枚ハ第一第二第三と番号を記し。其内一枚を以て為替請取人より他の二枚ハ不用は属する旨を認め置く。

又逆為替となりあひて何れ是ハ壁ハ東京の人大阪の人より受取る。金子ありて大坂の人より其渡せることを申越セ。其會社へ賴み手形と入きて其高を請取り會社より其手形と大坂の出店より出店うち前渡せ。其手形と大坂の出店より原高を受取る。此法なり。又とて此法ハ會社能く其為替と取組む兩人の身元を兼知せられ。出來り

夫々事へてあきと普通の法となり

### 廻状為替

廻状為替といふ譬へて東京より會社ありて西京大阪其他諸方より出張會社を置き何處の會社よりも最初為替を振込一所より廻状手形と以て何處の出張會社より其總高又は内金何程宛まくとも請取ふを得る類にして為替中最も軽便の法である。

内金ふを渡せ一會社よりハ其數と手形の裏より記し其手形ハ總高と渡一濟せ一會社より持て且置之。但一場所より總高と受取ふると請東方の都合

少しあり幾度も内金渡一と望まく同様時々其渡せ一高さ手形の裏より記し置き渡の節其手形と其會社より請取ふ。

諸手形諸證書類之認方ハ各會社の勘考みうちて都合よく其文字を定むつゝと雖も可成入ケ事柄明瞭にて聊も文意疑ひつき事ある様に心と用ひて其文格を取極むるをと肝要なり。

但一手形證書の類ハ必に番号と附記すべし

總て為替手形預り金證書其外一切金子受取渡は用する紙ハ會社より兼て其種類を區別し即紙のみ可

成文ヲ精良ニ製一置家号地名年月其外時々變易ニ  
ニ事ハ印刻一色一樣ニ取捨ムトシトモ

但一日用の書翰紙状袋等とも常々別段ニ仕立  
置此會社の用紙ハ此紙ちりと諸人辨知す様

シテ

手形其外諸取締書の類都て金高ヲ記入する所ハ手  
形印紙也。ハ金百両圖の如く粹々作り置きし件内  
へ大ト字にて明々小認め入き若一一字數少くハ一  
入り聊も空白をも様よ乎。又尋常の紙ニ認ひ  
ゆえ、金何兩也。太二字より透き間をも様よ認ひ

金子渡一溝の手形又ハ不用は屬する證書の類ハ都  
て調印印押所と切抜き其會社ニ留む。

為替手形と振出手書ハ元帳より其金高人名居所及び  
為替の旨趣と詳細ニ記入して割印と押印取扱ふ人  
も元帳手形とも小金高の所へ別に其者の見留小印  
を押す。

會社ノ印ハ為替金銀渡一帳と製一置之為替金を渡  
毛時ハ其請取る人より何處何番の為替金何程慥ニ  
請取リと云ふ事を帳面へ記入せしむ。

會社明  
為替打銀、其次第又從て豫め其價を定め置く。璧へハ通例送金為替ハ金百兩又付何處迄何程又日限約定為替ハ何程廻状為替ハ何程と出張會社ある地名及び各種の貸銀定を記載して會社中より掲り置く。

貸附金仕法

會社ある他人へ金子貸附ける事より當物と預る時價の六十分の見積を以て貸渡す。其期限ハ概ね三ヶ月を限り利足の定返済の手續等を記す。左の證書と借主と主取置く。

但し利足の定ハ其時の都合より借主より相談みて取究む。

此證書は必も本人の外小證人とちよつて一期月より返済の滞る事より本人證人と督責にて引當品物と賣拂はきて皆済せり。又ハその品物造りを更よ期月と延べて證書と書替ゆ。

右品物の内會社の倉庫へ持來りて引當と供する分ハ通例の藏敷とす。他の倉庫もありて引當より多く時々其預り人より其品の預り證書と出さむ。

期月中に若干一外當品の價格外より落ちる事ありを  
不足と調へく足十金と補ひしも「」

為替會社あるて呂物と別當より金銀と貸渡すは其引  
當品の限と立つ無く通例の質屋の如く何品かと  
預りて金銀と貸出する仕法あり「」

### 預り金仕法

為替會社より利足の額を定め手形と通帳とを出  
して他人の金銀と預るあらじて為替「」此預り金ハ  
預かる人の都合上従ひく定數と限る「」うなれども  
金高甚と小なれハ會社ある之を断る事不得「」

金銀と會社へ預けんときもハ其會社と信をもあら  
の事なれハ會社の大小拘らず人の望と應じて  
預る「」

金子と預る時預り手形并に通帳と預け人へ渡を  
一此通帳ハ紙數を定め精密ある會社の印信と押を  
一其帳面の初は金の高利足の空額其外右預ケ金  
と請取る手續請取紙認め方等と記入「」且受取紙と  
用ゆるを紙と繰込と置く「」預け主若一内金にて  
受取るを時ハ其請取紙へ金高を記入「」調印の上  
誰とくも之と會社へ持參し其金を請取る事不得

右預け金皆高と請取る第ハ手形并に通帳とも會社へ返却せし

此通帳ハ手形と同様肝要なるもの有きハ其製造精密にて金高書入のところ調印の所其外番号年月日等の認め方都て一枚紙面ハニタ通り又モテ一置き受取人モテ割印ト一通ハ通帳中に存し置を一通ヒ會社は持咎モテ

會社少く預り金を受取る時大至る帳面ハ一枚又ハ二枚宛部分と立て預り金高預け人名前年月等詳々

手形手形ノ用紙以後内金渡しシテ又ハ最初の預け人其金高を他人へ譲リト届けある其他二季利足の渡方等逐次記入ト金高不残逐ト清工ナリ手形通帳と引合せ其部分を消却せし

預り金利足の額ハ會社の都合よりて定むト尤其預け一月より三ヶ月内又皆金を受取戾毛者ハ無利足をシ

預り金手形と其外他人へ譲り渡毛者ハ其手縛を明細ミ手形の裏手又通帳に認入て其旨を會社へ届けられ候ト利足の渡方ハ毎年六月十二月と西暦より定

めて渡毛へ一内金多く數度も受取る者も残金仍有  
其渡毛一萬と差引き定限の利息と渡毛

預り金手形萬一紛失の時ハ為替手形同様の仕法を  
以て届け出て三ヶ月と過て其趣と書入きする引替  
手形を渡毛へ一亦其三ヶ月の間ハ無利息あり

但し通帳も同様を以て

#### 通用切手仕法

日本を主為替會社ハ官の免許ともひ受け通用切手  
を出先事と得ハ此切手ハ其會社中の紙幣と同き

者にて人々其會社と信する所於てハ誰もくも此切  
手多く百貨賣買又用ゆ唯切手と正金と引替んとせ  
と望むもの會社は到らる即時正金に引替渡毛ス  
ノ後ふヘ

通用切手と出毛ハ其切手萬種類手續通用年限本居  
金高其外仕法規則の類詳々申立氣事政府の指圖  
ノ後ふヘ

政府の免許を受け切手發行とす所時ハ其前切  
手と出毛旨趣切手の負數本居金の萬引替の手續等  
都て官許の上取計ふトと地圖よ公告毛ヘ

切手の貢數ハ本居積金の多寡又從ふを定むべし假令其切手通用よくして引替少くとも決して免許ふくして制限の數を増毛へうら波

但于此割合ハ概称本居金八十萬兩又發弘切手百萬兩と限る毛

切手ハ本居金の高下從ひ政庫の許可を得て發行を以て之を別に其切手高は相當の價値を有する屋敷田畠家藏等の如き移動毛へうら毛所有物と引宛主官府へ差出へ置くべく切手の大小ハ五種又ハ三種と社中の都合より從ふて定め其品別ハ人の辨一

易ニ様よ多シ下等ハ百兩五十兩十五兩の三種  
又制毛る時ハ青紙赤紙白紙と以て其類異よも  
ム如一

切手の製造ハ極めて精密にて決して人の偽製毛  
ヘハシテある様用心毛べー尤も内外と見計らひ何毛  
の國くつても偽製一得する様と製毛る時ハ便利の  
ミならぬして人の信任も重くつたり

此切手ハ同毛銅板毛と指出毛と之を之  
を發行毛、節毎紙會社差配人又ハ書記方半毛と書  
體と定めケ番号と記入毛

七万手出入の計算ハ日々之と調へ本店金と引合せ帳面ふ記し毎週位は其出入と本店金とを政府の検査を受け毎年之と世間は公告ス

川切手ハ年限を定め唯手書き又ハ破損業者ハ新紙と交換し故紙は引替也

右の切手誤りを焼き焦し又ハ破損漆を汚す等者にて他人へ通用あし、會社へ朱墨を引替と望むものに切手の半枚以上と損セーフなうと半枚の切手と金高の認められおりて相違多キのみ大抵は割減り位にして引替へ漏れ汚き其外の小

破損ハ一分減り位と以て引替也

通用と止め一故紙の切手并に新製の切手高半ハ詳

クよ帳面より政府の検査を受シ

## 附錄

## 引請借貸仕法

大なる會社亦或は政府の免許を受け之上に其會社の名目を以て他人へ金銀と引請り借貸と為毛事なり其仕法璧へと一の巨商又は商會業主を金銀借用を會社に望むとき其金高は應一年限と定め地所製作所又は器械倉庫都て移動せんとする品物の體あら引當を取る會社より其高を辨せん事を請合ひ一割の内金を渡し會社より別ふ其金高ふ合せを年限と定める通用切手と繋げて之を望

の者又賣渡し其高を集めて貸渡年の法なり

但一右切手の質數ハ其總高に應じて本家も一  
疊ハ總高十万兩を限り之を千分之一て百兩宛  
の切手を製造シ如一且其發行の免許を政府より  
受けるとき切手高相當の引充物を政府へ差出  
置く事と

貸金の利息返済の年限ハ借り主と會社を相談して  
之を定む一

會社より出を切手の利息ハ何程、完年限中何ヶ月毎  
又之を拂ふ事と云ふ事と其切手又記入にて望み入る  
の手數料を定む一

賣渡手

但一右借主より差出モ利息と會社より出モ切手  
又附利息と凡そ二分の差あり其二分ハ會社  
の手數料を定む一

會社モ一全高を集め得るも最初渡し乍一割の  
内金ハ償付テ會社の損失を定む一

此切手と出モ前々何訣と以て何所誰又ハ何會社へ  
幾許の金高と何々年限を以て貸渡手付切手と出  
まや云事と會社より世間よ公告せし  
此切手ハ年限中正金引替と為せ可らず以又紛失焼

失等あると切手引替ともなむべからん

此切手と買ひ一者ハ全く會社へ金銀と貸せりと同様多く其利足ハ切手上記入せ一如く期月より請取る一一期年より本金の全高會社へ受取リ次第此切手も會社より正金と以て所持の久ハ引替也

切手所持の者都合よりして彼より此よ賣渡すも買取ると自分の氣付立て一決して會社へ届出及ぶれ

但ト利足ハ定期と以て其切手所持の者へ渡す

此仕法ハ平常所用のものヨ非モ唯巨大の商賣又は商會等みぞ大ヨ金銀入用の時之と標合モシ頗る便利の仕法なり

### 公債仕法

蒸氣郵船蒸氣車會社又ハ巨大なる製作所ある會社等モ政府より別段の免許と請け其會社所持の利益を引當ト一公よ借債と暮る仕法あり其法譬へ先蒸氣車會社にて別段金子入用の事ゆきまこと右蒸氣車の利益を引當ト一と蒸氣車株切手と製一望の

者より賣渡しと入用の金額を集めたり。

此切手ハ前より引請貸借の切手と並んで之のふて切手の表裏は通用の年限利足の割合并渡方の手續等詳明に記入し每紙番号と附し會社の極印と押し決して人の偽製を不得らる様精密にて賣販をさう。

切手の金高ハ集金の多寡に従ひ百万両の總額をもと百両を一株トキ一萬枚と製せ若し其都合よりて百両と五十両と兩様に製するも妨ナシ

此切手ハ正金引替と名づけ年限中全く會社の利益

を引當とあくる公債證書小字で人の自由を賣買を了し得るものなり故に此切手と出をもと政府と能其社中の利益を検査し實に公債の引當とはもの證據を取りて後切手の賣取と免許し且時々其社中の會計を取調へ切手の利息拂方事と検閲を乞之事とす

利足ハ年よ兩度と定め兼て其拂場所と公告し切手所持の者ハ其切手と利足請取書と持參して株高不應して利足を受取ると得る

但し此利足ハ其地の金銀融通方にありて高下有

月を一定の度と立つ

會社も切手製造の時年々利足拂の月割を定め年  
月並も利足渡高等送書込ある數多の小券と本切手一樣  
の紙と板刷りありと本切手の下より附し切手所持人  
も利足請取の節其年分文ケと切り取らるるもの出来  
る様に製し置利足請取の當月又月割の場所を切り  
抜き之を持參して定額の利足と請取る様えども  
法もあり

此切手は前もりする人々自由に賣買する可  
得るのみにて全く一種の商買品と比し多きハ時

々の景況小うりて其價低昂となり易く且平常  
の際より利足請取の期月前より其價騰上し又利  
足請取済の後ハ其價低下するハ當然之事也  
此切手を出せし會社もハ年限中最初取極めし規  
則と以て利足と拂ひの年限迄よ追々此切手と正金と  
引換へゆきものなりあらし會社有金の都合より  
て切手の相場と見合せ時々買戻すと妨有りと云

吉會略記

昭和二年 訂價

五一  
五日也

官御用御書物師

東

日本橋通二丁目

須原屋茂兵衛

京

同室町三丁目

紀伊國屋源兵衛